

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(同) ……三

公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………(主税局課税部課税指導課) ……五
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……五

告示

●東京都告示第八百五十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十三年東京都告示第千四百三十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年五月二日

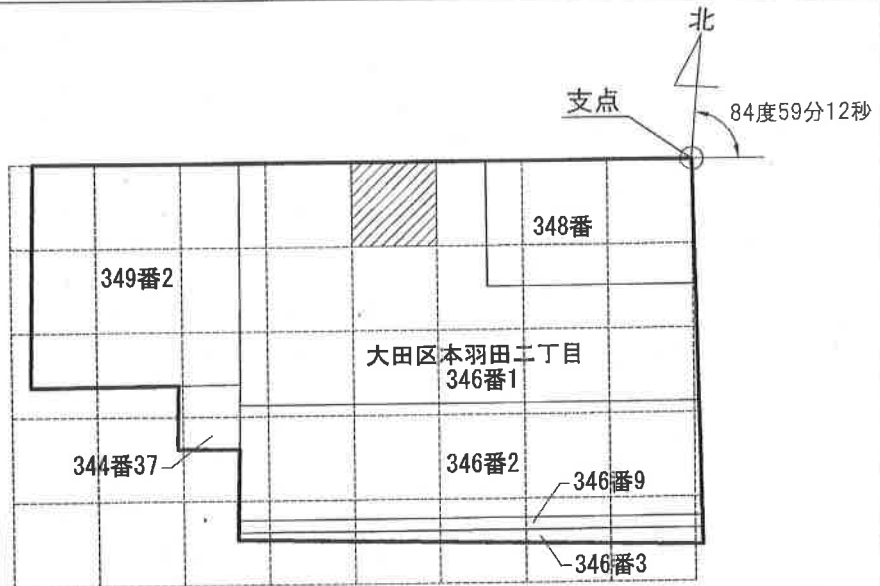
東京都知事 石原 慎太郎

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区本羽田二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

<別図>

凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域



支点

支点は、大田区本羽田二丁目348番の最北端とする。

格子の回転角度(84度59分12秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として右回りに回転した角度を示す。

●東京都告示第八百五十六号

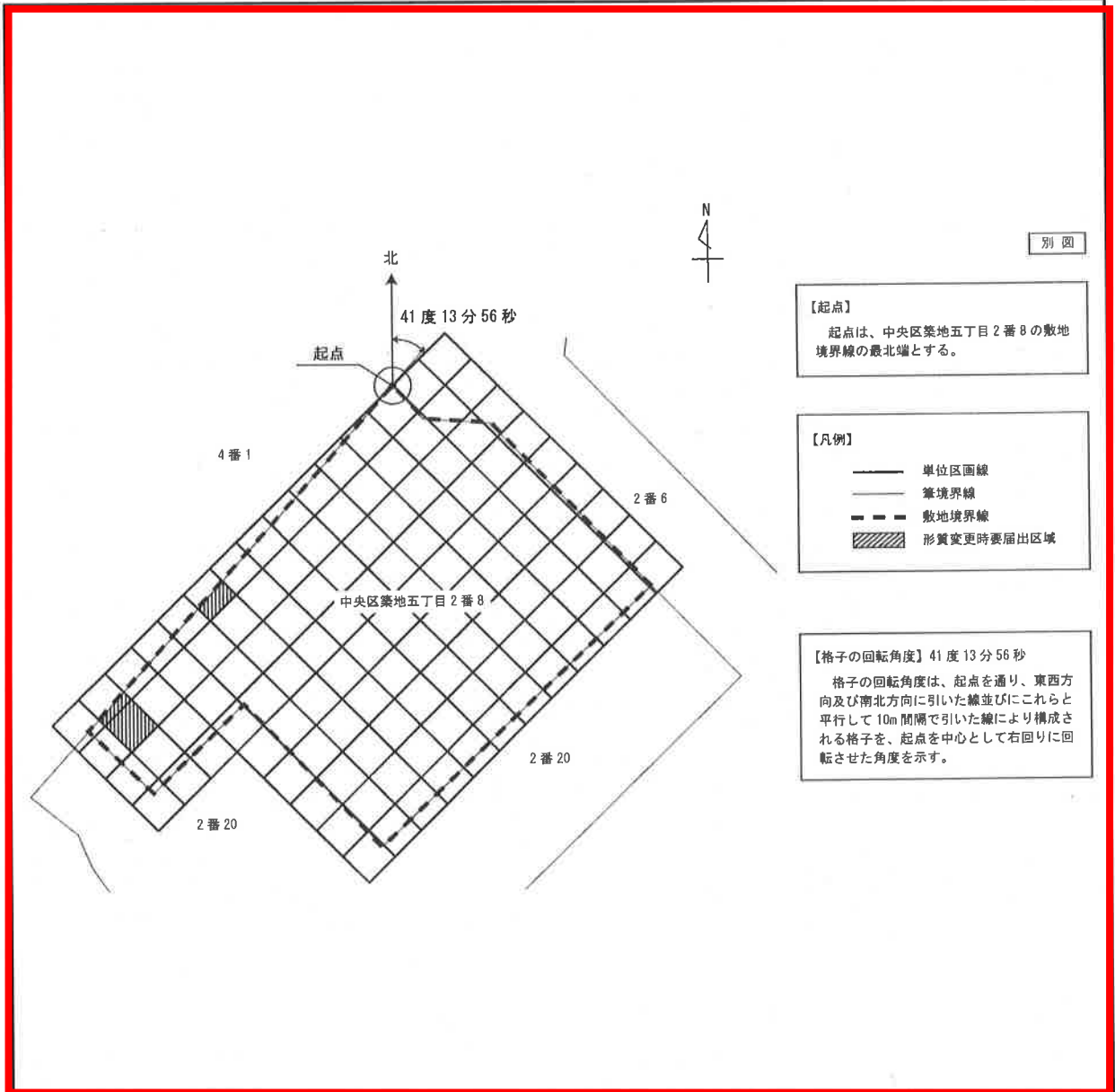
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年五月二日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区築地五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第八百五十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年五月二日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区大森南二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物